

JSCA 会員を対象とする構造設計賠償保険制度

JSCA 業務委員会（業務・法制委員会）

1. 背景

改正建築士法では建築士事務所は委託者の求めに応じて賠償責任能力に関する情報開示が義務付けられた。建築主によっては設計事務所の選定にあたって保険加入の有無を考慮されることが増えてくると考えられる。現状では構造設計事務所が必ずしも賠償保険に加入しているわけではないが、今後はその必要性が高まると思われる。

JSCA では過去に構造設計者を対象とした保険制度を作る動きがあったが、諸般の事情により実現していなかった。上記のような状況の変化を受け、会員からの要望も多くあることを鑑み、会員を対象とする構造設計賠償保険制度を立ち上げることにした。

2. JSCA 構造設計賠償保険制度の特徴

既に建築士連合会、日事連、JIA では建築士事務所の賠償保険制度が運用されているが、JSCA の保険ではこれらの先行する制度に対して、構造設計業務に係る内容に特化することで特色を出すことにした。保険の範囲を構造設計業務に特化することで保険料の低減を図り、一方で従来の賠償保険が対象としていなかった構造基準未達に起因する賠償を対象に含めることにした。

参加する事務所数は既存の保険に比べると少なくなるため保険が成立するかとの危惧もあるが、JSCA の正会員は初歩的なミスはしないので保険料支払いは少なくなるという想定や、事故発生時にある程度の自己負担金を考えるということを前提とすれば保険制度が成立する。

保険に加入したことで気楽に設計業務が行えるというものではなく、専門家としての慎重な判断による業務態度がいつそう必要とされ、その上で万一の場合の補償という位置づけである。むしろ賠償保険に加入していることで社会の信頼を得ることが重要である。長期的に見れば保険の対象を JSCA 会員が関わった構造設計に限定することで事故率が低くなり、結果として保険料の低減が計れることが望まれる。

補償内容の比較（建築家賠償保険）

補償事項	団体名	士会連合会 日事連	JIA	JSCA
構造設計に起因しない滅失・き損		○	○	×
構造設計に起因する滅失・き損		○	○	○
設備設計に起因する機能的不具合		○	○	×
構造基準未達に起因する損害賠償		×	×	○

3. 保険に加入できる設計事務所

本保険は団体保険として保険会社と JSCA が契約するものであり、以下のいずれかの条件を満たす一級建築士事務所が加入できる。

- ・ JSCA 正会員が代表権を持つ法人としての設計事務所
- ・ JSCA 正会員が管理建築士である設計事務所
- ・ JSCA 正会員が構造設計部門の責任者である設計事務所

4. 構造設計賠償保険の対象

4.1. 保険制度の原則

保険の補償内容や保険料の設定など細目については監督官庁の許可事項となっており、保険対象はある程度のデータに基づいた事故率の把握により保険料が合理的に算定できるものに限定されるため、内容に制約を受ける。また、地震に起因する被害については設計賠償保険では対象とならない。

補償内容とその事故率によって保険料が決定されるため、補償を充実させれば必然的に保険料は増大する。

4.2. 保険の対象となる建築物など

建築基準法 2 条 1 号で規定されている建築物、及び施行令 138 条に規定されている工作物を対象とする。建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの、これらに付属する塀などをいう。138 条の工作物とは、一定規模以上の煙突、柱、広告塔、高架水槽、擁壁などをいう。

4.3. 保険の対象となる設計等の業務

構造設計者(一級建築士)が日本国内において行った構造設計等(構造設計、工事監理の一部、耐震診断等に係る建物調査)の業務のミスに起因して生じた損害賠償を対象とする。具体的には以下のような内容。構造設計とは建築士法 2 条で定義されているもの。

① 構造設計等の業務ミスにより滅失・き損が生じることによる損害賠償

- 構造部分の強度・剛性不足による物損に対する補修工事
鉄筋コンクリート部材が鉄筋量の不足により過大なひび割れが生じている。
床または梁の断面が過小で過大な変形(たわみ)を生じている。
構造設計に起因して仕上げ材などの物損が生じている
- 構造部分の仕様の設定の誤りによる物損に対する補修工事
- 地盤沈下や変形による構造部分の被害に対する補修工事
- 地盤沈下や変形による隣接建物の被害に対する賠償

地盤に起因する保険支払い率は既存の保険制度では50%としていることが多いが、本保険では100%とすることを予定している。

② 建築基準法20条に規定する1,2,3号建築において、建物着工後に基準法20条を満たさないことが判明した場合の賠償

- 構造計算の誤りにより法令基準を満たしていない。
- 構造計算結果と構造図とが異なっていることにより基準値を満たしていない。
- 建築主との合意に基づく基準値未達は対象としない（悪用される恐れがあるため）。

③ 工事段階における設計業務（指示書の作成）

指示書とは建築物が設計意図通り実現することの目的で、施工者に対して「設計図書」の補足を行う図面または文章を示す。質疑回答書も含む。有資格者（一級建築士）の指示に限る。

④ 監理業務の内、施工図の承諾業務

施工図とは設計図書の内奥を実現するために施工者によって作成される図面をいう。有資格者（一級建築士）の承諾に限る。

⑤ 訴訟に関する費用

保険金支払の対象となる損害賠償請求の訴訟に関わる諸費用（弁護士費用、原因調査書、意見書、鑑定書等の作成）。弁護士費用については裁判の結果、損害補償が必要ないとなった場合でも支払われる。

⑥ 耐震診断等に係わる建物調査において発生した物損事故による賠償負担費用（請負賠償特約）

現地調査時に既存建物の機能を損なう事故で、耐震診断そのものには保険が適用されない。この部分は建築賠償保険とは別で、一般の請負賠償保険を適用することができる。オプションでの設定が可能。

4.4. 保険が支払われない主な場合

- ・ 保険契約者の故意に起因する場合
- ・ 戦争・変乱・地震・噴火・津波などによって生じた賠償責任およびそれらを起因として発覚した賠償責任。
- ・ 建築主より提供された資料（敷地測量図、地質調査報告書等）の過誤を起因として行われた設計業務の過失による賠償責任
- ・ 建築主が構造材料を支給した場合において、材料欠陥に基づく構造の毀損 など

5. 保険金・保険料

5.1. 保険期間と保険金支払いとの関係

本保険は物件ごとの保険ではなく、加入者がある一定期間に行った構造設計等の業務に対する保険とする。保険期間は一年ごとの更改とする。

保険の対象物件は、初回保険契約の一年前以降に引き渡しを行った物件であり、損害賠償責任発生時まで継続して契約を行っているもの。初回保険契約時より一年以上前の引き渡し物件は対象外となる。初回保険契約の一年間以降に引き渡しを行った物件であるが、途中、無契約期間が有る場合は対象外となる。

5.2. 保険金の支払

事故が発生した場合の支払いは、免責金額を差し引いた金額にてん補割合（損害補償額の割合）を乗じたものとする。（免責金額とてん補割合の組合せ方式）

免責金額 100万円、300万円の2種類程度を予定

てん補割合 100%、90%、80%、の3種類程度を予定

（具体例）賠償金額3000万円、免責金額100万円、てん補割合90%の場合

$$\text{支払われる保険料} = (3000 - 100) \times 0.9 = 2610 \text{万円}$$

5.3. 保険支払いの査定

事故発生後の支払に際しては、過大な変形などについて、一定の合理的な判断が必要となるため、保険会社が主催する専門家による判定会議が行われる。その委員としてJSCA関係者が担当することが予定されている。

5.4. 保険料の計算方法

契約者の売上高（設計・監理料）を基準とした保険料算出とする。

前年度売上高	×	売上高係数	×	加入タイプ係数	×	てん補割合による補正係数	×	事故割増、割引
--------	---	-------	---	---------	---	--------------	---	---------

- ・ 売上高係数 : 前年度の売上額によって調整する係数
- ・ 加入タイプ係数 : 補償金額上限額および免責金額を設定することで決まる係数
- ・ てん補割合による補正係数 : 加入時に定めた保険でてん補する割合を乗じた係数
- ・ 事故割増割引 : 加入者の過去の事故件数による割増率または割引率

保険を使用した場合には次年度から保険料が増える。

当初は事故件数に応じた割増のみを設定する。3～5年間の実績により事故なしの場合の割引を検討する。

5.5. 保険料概算

免責金額 100 万円、損害てん補割合 90%とした場合の水準例を示す。

補償限度額に対して保険料が決まることになるため、年間設計料が多くなると設計料に対する保険料の料率は小さくなる。

下記の金額は、設計料 1,000 万円～3 億円に対応した保険料の想定値である。

あくまでも目安の金額であり、今後変わる場合がある。

		補償限度額		
		1 億円	3 億円	5 億円
設計・監理料	1,000 万円	約 20 万円	約 30 万円	約 40 万円
	5,000 万円	約 30 万円	約 40 万円	約 50 万円
	1 億円	約 40 万円	約 50 万円	約 60 万円
	3 億円	約 100 万円	約 130 万円	約 140 万円

構造基準未達による賠償の部分が 40%程度を占めるため、従来の建築賠償保険よりは高い保険料となる。

6. 募集方法・時期

JSCA HP の会員ページからリンクし、インターネット申込を原則とする。

保険料は JSCA の特定名称の口座への振込となる。

9 月ごろからの募集、補償の開始は 11 月 1 日を予定。

7. 既存の他の建築賠償保険加入者が JSCA 保険に加入する際の扱い

既存の建築賠償保険に加入していた場合には、その賠償内容に関する権利を本保険に継続することを可能とできる予定である。この際に加入者は既存の保険の加入証明書が必要となるが、付加的な費用は発生しない。本年度途中で既契約から JSCA 保険に切替えること、来年度から切替えることのいずれの場合にも同様である。ただし、構造基準値未達補償部分は、今回新たに追加されるため、JSCA 保険契約後から適用される。